

## 鹿児島市交通局分岐器清掃塗油、曲線部軌条塗油及び電車停留場等清掃業務委託契約仕様書

本業務に関する仕様の大要は以下のとおりとする。この仕様について、発注者は鹿児島市交通局を、受注者は受託者をいう。受注者は、現場の状況に応じて業務上必要と認める業務で、契約上合理的な範囲のものについては、この仕様書に記載されていない事項であっても、信義に従って誠実に実施しなければならない。

### I 分岐器清掃塗油及び曲線部軌条塗油業務

#### 1 業務内容

交通局に出勤した後、分岐器清掃塗油及び曲線部軌条塗油を行う。業務箇所については、分岐器清掃塗油業務箇所一覧表を別表1、曲線部軌条塗油業務箇所一覧表を別表2に示す。

#### 2 業務日時

- (1) 業務は、毎日行う。
- (2) 業務時間は、8時30分から17時00分までとする。ただし、指示する分岐器の2回目の業務は、13時00分以降に行う。

#### 3 分岐器清掃業務

##### (1) 清掃業務内容・回数

- ① 清掃業務内容は、転てつ器、てつ又、分岐曲線、転てつ器てつ又部の護輪軌条を清掃する。
- ② 各箇所の清掃業務回数は、別表1のとおりとし、◎印は1日2回、○印は1日1回、△印は週2回とする。

##### (2) 清掃業務要領

- ① 可動転てつ器は、尖端軌条が左右に自由に動き、本線路と尖端軌条が完全に密着するように塵芥等取り除き清掃すること。
- ② 転てつ器付属品の清掃は、ロットボックス、ヒールボックス、スプリングボックスの塵芥等を取り除き清掃すること。
- ③ 固定転てつ器、てつ又及び転てつ器、てつ又部の護輪軌条清掃は輪縁路の塵芥等を取り除き清掃すること。
- ④ 分岐器の清掃により発生した土砂、塵芥等は道路交通に支障の無いように1ヶ所に集積し、電車事業課施設（軌道）係員に報告すること。

#### 4 分岐器塗油業務

##### (1) 塗油業務内容・回数

- ① 塗油業務内容は、転てつ器、てつ又及び分岐曲線、護輪軌条の塗油をする。
- ② 各場所の塗油業務回数は、別表1のとおりとし、◎印は1日2回、○印は1日1回、△印は週2回とする。

## (2) 塗油業務要領

- ① 可動転てつ器の塗油は、尖端軌条及び滑動面並びに尖端軌条踵端部に塗油すること。
- ② 固定転てつ器、てつ叉の塗油は、鼻端付近の車輪フランジにより摩耗しやすい部分と輪縁路で車輪フランジが接着する部分に塗油すること。
- ③ 転てつ器、てつ叉部の護輪軌条塗油は、護輪軌条頭部の輪縁路側に塗油すること。
- ④ 分岐曲線の塗油は、護輪軌条頭部の輪縁路側、並びに外側軌条は軌条頭部の軌間側に約1 mから2 m間隔に塗油し、軌条頭部表面は塗油してはならない。

## 5 曲線部軌条塗油業務

### (1) 塗油業務内容・回数

- ① 曲線部護輪軌条の塗油をする。
- ② 各場所の塗油業務回数は、別表2のとおりとし、○印は1日1回、△印は週2回とする。

### (2) 塗油業務要領

- ① 曲線部における電車車輪の回転を円滑にすると同時に軌条の摩耗を防止するものである。
- ② 護輪軌条頭部の輪縁路側と外側軌条頭部の軌間側に約1 mから2 m間隔に塗油し、軌条頭部表面には塗油してはならない。

## 6 報告書類

受注者は、業務を行ったときは、次の報告書を発注者に提出するものとする。

- (1) 分岐器清掃塗油及び曲線部軌条塗油業務確認表（様式1）
- (2) 業務実績報告書（様式2）
- (3) 事故報告書（事故発生の都度）（任意の様式）

## 7 経費の負担区分

- (1) 発注者が委託料のほか負担する経費は、次のとおりとする。

### ① 塗油業務に使用する油

※ただし、発注者が指定した場所で支給するものとし、支給された油は、受注者の責任で管理すること。

- (2) 受注者が負担する経費は、次のとおりとする。

- ① 清掃業務に必要な各種機材、塗油用器具及び材料等
- ② 業務従事者の被服及び装具等
- ③ 報告書等の諸用紙類
- ④ 移動に自転車等を使う場合の車両等

## 8 業務従事者の心得

- (1) 業務従事者は、施設及び業務内容を熟知し、言葉遣い及び身だしなみに注意を払い、電車利用者及び市民等に対しては親切、丁寧を旨とした対応を行い、不快の念をあたえないようにしなければならない。

- (2) 業務従事者は、業務中に分岐器（転てつ機、てつ叉）の損傷、付属品（ロット、割ピン、ボルトナット、ボックス）の損傷、弛緩、亀裂等の発見、その他電車運行に支障を及ぼす恐れがある場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (3) 業務従事者は、業務に着手する前に発注者の詰所で様式1にて業務着手の報告を行うこと。
- (4) 受注者は、業務中に事故等が発生した場合は、事故報告書（任意の様式）を作成して、速やかに発注者に提出すること。

## II 電車停留場等清掃業務

### 1 業務場所

鹿児島駅前停留場、谷山停留場及び各電車停留場等とする。

### 2 業務範囲（※祝日及び年末年始も含む）

#### (1) 毎日清掃

- ① 鹿児島駅前停留場
- ② 桜島栈橋通から天文館通の電車停留場間

#### (2) 月曜日から土曜日清掃

- ① 谷山停留場
- ② 上塩屋から荒田八幡の電車停留場間
- ③ 中郡から鹿児島中央駅前を經由し高見馬場及び高見馬場から二中通の電車停留場間

#### (3) 毎日消毒

- ① 鹿児島駅前停留場

### 3 業務内容（電車停留場等清掃要領（別紙1）のとおり）

#### (1) 毎日清掃

##### ① 鹿児島駅前停留場

ア 業務時間（②の従事時間を除く）

9時00分から17時00分まで

イ 業務内容

(ア) 到着する電車の車内及び信号所周辺の清掃

(イ) 出退勤時における信号所の開錠及び施錠

(ウ) その他、上記に付随する業務

##### ② 桜島栈橋通から天文館通の電車停留場間

ア 業務時間

①の業務時間中1回程度

イ 業務内容

- (ア) 各電車停留場の清掃
  - (イ) その他、上記に付随する業務
- (2) 月曜日から土曜日清掃
- ① 谷山停留場
    - ア 業務時間
      - (ア) 9時00分から10時00分まで
      - (イ) 14時00分から15時00分まで
    - イ 業務内容
      - (ア) 管理室及びトイレの清掃
      - (イ) その他、上記に付随する業務
  - ② 上塩屋から荒田八幡の電車停留場間
    - ア 業務時間
      - 10時00分から14時00分までのうち1回程度
    - イ 業務内容
      - (ア) 各電車停留場の清掃
      - (イ) その他、上記に付随する業務
  - ③ 中郡から鹿児島中央駅前を經由し高見馬場及び高見馬場から二中通の電車停留場間
    - ア 業務時間
      - 9時00分から15時30分までのうち1回程度
    - イ 業務内容
      - (ア) 中郡から鹿児島中央駅前を經由し高見馬場の各電車停留場間の清掃
      - (イ) 高見馬場から二中通の各電車停留場間の隔日清掃（月・水・金もしくは火・木・土）
      - (ウ) その他、上記に付随する業務
- (3) 毎日消毒
- ① 鹿児島駅前停留場に到着する電車のうち、発注者が指定する電車内  
（※1日あたり約26～30両程度を最低1回）
    - ア 業務時間
      - 9時30分から13時30分まで
    - イ 業務内容
      - (ア) 降車ボタン、吊り手、握り棒、感染防止フィルム等の消毒
      - (イ) その他、上記に付随する業務

#### 4 報告書類

受注者は、業務を行ったときは、次の報告書を発注者に提出するものとする。

- (1) 業務実績報告書（様式3-1）

(2) 市電車号一覧（様式3-2）

※ただし、業務終了車号のチェック・記録は毎日行うこととし、発注者が求めた場合は随時提出するものとする。

(3) 事故報告書（事故発生の都度）（任意の様式）

5 経費の負担区分

(1) 発注者が委託料のほか負担する経費は、次のとおりとする。

- ① 業務に必要な光熱水費
- ② 業務に必要な電車停留場間の移動に係る電車料金（要腕章着用）

(2) 受注者が負担する経費は、次のとおりとする。

- ① 清掃業務に必要な各種機材、器具及び材料等
- ② 業務従事者の被服及び装具等
- ③ 報告書等の諸用紙類
- ④ 電車停留場間の移動に自転車等を使う場合の車両等
- ⑤ 消毒業務に必要な各種材料等

6 業務従事者の心得

- (1) 業務従事者は、施設及び業務内容を熟知し、言葉遣い及び身だしなみに注意を払い、電車利用者及び市民等に対しては親切、丁寧を旨とした対応を行い、不快の念をあたえないようにしなければならない。
- (2) 業務従事者は、電車内の清掃を行う際は、みだりに運転室の器具等に触れたりしてはならない。
- (3) 業務実施中、破損及び汚損箇所を発見した場合又は機械器具等の清掃にあたり、不完全な箇所を発見した場合は、直ちに電車事業課運輸係員（運転士を含む）に報告すること。
- (4) 信号所等での、盗難、火災の予防に注意し、不用の電灯を消すこと。
- (5) 業務従事者は、火災その他異常事態発生の際は、消火活動その他の必要な措置を講ずるとともに、電車事業課運輸係員に連絡し、その指示に従わなければならない。また、復旧作業等の際には、全面的に協力すること。
- (6) 信号所内の機器室（別紙2）には立ち入らないこと。
- (7) 信号所内の管理室及び倉庫（別紙2）は、常に整理整頓・清掃を行い、許可なく第三者の入室を行わせないこと。
- (8) 業務従事者は、出退勤時には必ず、電車事業課運輸係員に連絡すること。
- (9) 業務従事者は、業務中に電車内及び電車停留場等で遺留品等を発見した場合は、電車事業課運輸係員（運転士を含む）に直ちに報告し、その処遇の判断を仰ぐこと。とくに、金品等の遺留品の取り扱いについては、周囲に疑いを持たれないよう十分に注意すること。

- (10) 清掃業務は、必要以上に多量の水を使用する方法で行わないこと。

### Ⅲ 共通事項

#### 1 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 2 責任者の選任及び責務

##### (1) 選任

受注者は、責任者を1名選任するものとする。

##### (2) 責務

責任者は、専門知識をもって次の責務を負うものとする。

- ① 全業務従事者を統括し、発注者に対して業務従事者を代表する。
- ② 業務従事者の担当業務を定め、発注者に報告し、事故発生の場合はその責任の所在を明らかにする。
- ③ 業務従事者の出退勤を正確に把握し、記録する。
- ④ 発注者の指示する事項を遅滞なく全業務従事者に周知徹底させるとともに、直ちにこれを実施させる。
- ⑤ 責任者が不在のときは、業務従事者の中からあらかじめ発注者の承認を得て選任した代理者に責任者の職務を代行させる。

#### 3 一般的事項

- (1) この仕様書に記載のない軽微な事項であって、衛生の保持又は管理上必要と認められる事項は、発注者の指示に基づき、適正に処理するものとする。
- (2) 受注者は、本業務の改善又は手直しを要請された場合は、直ちに対応を図ること。
- (3) 受注者は、業務委託契約書及びこの仕様書に記載された事項については、責任者及び業務従事者に周知させること。
- (4) 受注者は、契約締結後速やかに業務従事者名簿（氏名、経験年数、採用年月日等を記載）を発注者に提出し、業務従事者に異動が生じたときは、直ちに異動届を提出すること。
- (5) 受注者は、各業務に定められている報告書類を添付して、契約書記載の期限内に請求書を提出すること。また、業務の状況について、必要に応じて発注者が検査を行うものとする。

#### 4 労働環境の確認に関する特記事項

- (1) 受注者は、本契約の履行に従事する業務従事者及び従事した業務従事者に係る労働環境に関し、発注者指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。
- (2) 発注者は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所

等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する業務従事者及び従事した業務従事者から聞き取り調査等を行うことができるものとする。

- (3) 発注者は、(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する業務従事者及び従事した業務従事者の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。

## 別表 1

## 分岐器清掃塗油業務箇所一覧表

回数 ※	路線名	場所	数量		備考
			転てつ器	てつ叉	
○		鹿児島駅前	1	1	6番単分岐
			4	4	シーサス分岐
△	市内第一期線	朝日通	2	2	渡り分岐
		高見馬場	2	2	
◎			6	18	三方分岐
△	唐湊線	中洲通	2	2	渡り分岐
○		神田(交通局前)	2	2	
△				1	1
△		純心学園前	2	2	渡り分岐
△	谷山線	騎射場	2	2	渡り分岐
○		郡元	2	2	
◎				6	18
△		郡元(南側)	2	2	渡り分岐
		南鹿児島駅前	2	2	
		脇田	2	2	
○			谷山	2	2
		4		4	シーサス分岐
○	構内線	交通局内	17	17	4番単分岐
合計			61組	85基	

※回数の各印は、【◎：1日2回、○：1日1回、△：週2回】を示す。



## 別表 2

## 曲線部軌条塗油業務箇所一覧表

回数 ※	路線名	場所	曲線半径	曲線長	備考
○	市内第一期線	鹿児島駅前	45m00	20m75	護輪軌条有
			40m00	18m55	同上
			40m00	25m20	同上
		いづろ通交差点	43m00	62m94	同上
		高見馬場交差点(1系統)	27m62	37m36	同上
高見馬場交差点(側線)	同上				
○	市内第二期線	高見橋	55m00	33m00	同上
		鹿児島中央駅前	62m00	19m00	同上
			62m00	11m00	同上
			62m00	11m00	同上
△	唐湊線	神田(交通局前)	120m00	80m00	同上
		工学部前～純心学園前	200m00	75m00	同上
		純心～中郡	130m00	60m00	同上
○		郡元電停交差点	40m00	55m16	同上
			35m00	67m45	同上
○	谷山線	涙橋～南鹿児島駅前	160m00	130m00	同上
			160m00	77m00	同上
		谷山	40m00	97m00	同上
			58m00	80m00	同上
○	構内線	分岐器付近			同上

※回数の各印は、【○：1日1回、△：週2回】を示す。

分岐器清掃塗油及び曲線部軌条塗油業務確認表

令和 年 月

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
出勤印										
確認印										
適用										

日	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
出勤印										
確認印										
適用										

日	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
出勤印											
確認印											
適用											



業務実績報告書（令和 年 月分）

業務名		鹿兒島市交通局分岐器清掃塗油、曲線部軌条塗油及び電車停留場等清掃業務 (電車停留場等清掃業務)											受託業者名			報告書提出日			月 日		課長	係長	係			
作業日		毎日清掃(祝日、年末年始を含む。)						月曜日から土曜日清掃(祝日、年末年始含む)											隔日清掃			毎日(祝日、休日、年末年始を含む)				
業務場所		鹿兒島駅前			桜島栈橋通から天文館通			谷山				上塩屋から荒田八幡			中郡から鹿兒島中央駅前			鹿兒島中央駅前から高見馬場			高見馬場から二中通			鹿兒島駅前停留場		
日付	曜日	電車車内清掃	停留場清掃	その他業務	各停留場清掃	停留場間清掃	その他業務	電車車内清掃	停留場清掃	男女トイレ清掃	その他業務	各停留場清掃	停留場間清掃	その他業務	各停留場清掃	停留場間清掃	その他業務	各停留場清掃	停留場間清掃	その他業務	各停留場清掃	停留場間清掃	その他業務	車内消毒	その他業務	備考
1																										
2																										
3																										
4																										
5																										
6																										
7																										
8																										
9																										
10																										
11																										
12																										
13																										
14																										
15																										
16																										
17																										
18																										
19																										
20																										
21																										
22																										
23																										
24																										
25																										
26																										
27																										
28																										
29																										
30																										
31																										

※ 業務を実施した場合、表中へ「○」を記載する。

# 市電車号一覧

年 月 日( )

車号	1回目	2回目			車号	1回目	2回目		
501					9508				
601					9509				
602					9510				
603					9511				
611					9512				
612					9513				
613					9514				
614					9515				
615					9701				
101 (旧616)					9702				
2101					1011				
2102					1012				
2111					1013				
2112					1014				
2113					1015				
2121					1016				
2122					1017				
2131					1018				
2132					1019				
2141					7001				
2143					7002				
9501					7003				
9502					7004				
9503					7501				
9504					7502				
9505					7503				
9506					7504				
9507									

担当者名

※当日、車内消毒作業を行った車両に○印を記入すること

作業場所(電車停留場)		作業内容	備考
毎日清掃	①鹿児島駅前 ②鹿児島駅前～天文館通間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島駅前停留場内の管理室及び倉庫内外の清掃</li> <li>・鹿児島駅前停留場に停車中の電車内の清掃(電車1両につき2回以上を目途に、天候状況等に応じてモップや水切りを使用)</li> <li>・各停留場間の清掃(停留場内のごみ収集と必要に応じて清掃)</li> <li>・その他、上記に付随する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車内清掃の際は、運転士に停車時分を確認し、清掃作業ができるかを判断すること。</li> <li>・場所柄、利用者等に声を掛けられることもあるので、言葉遣いや態度に注意する。利用者等に乗車停留場等尋ねられた際は、丁寧にお客様を案内すること。</li> <li>・電車に乗って停留場間を移動する際は、乗降時に運転手の許可を得ること。</li> </ul>
月曜日 から 土曜日 清掃	①谷山 ②上塩屋～荒田八幡間	<p>【谷山電停】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理室の清掃</li> <li>・男女トイレ清掃(最低1日1回以上行き、汚れが目立つ際はその都度)</li> <li>・谷山に入った電車で床汚れの酷いものがあれば、その車内清掃</li> </ul> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各停留場間の清掃(停留場内のごみ収集と必要に応じて清掃)</li> <li>・その他、上記に付随する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車内清掃の際は、運転士に停車時分を確認し、清掃作業ができるかを判断すること。</li> <li>・場所柄、利用者等に声を掛けられることもあるので、言葉遣いや態度に注意する。利用者等に乗車停留場等尋ねられた際は、丁寧にお客様を案内すること。</li> <li>・電車に乗って停留場間を移動する際は、乗降時に運転手の許可を得ること。</li> </ul>
	③中郡～鹿児島中央駅前～高見馬場間及び高見馬場～二中通間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各停留場間の清掃(軌道敷内のごみ収集と落葉期には落ち葉の清掃)</li> <li>・その他、上記に付随する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場所柄、利用者等に声を掛けられることもあるので、言葉遣いや態度に注意する。利用者等に乗車停留場等尋ねられた際は、丁寧にお客様を案内すること。</li> <li>・電車に乗って停留場間を移動する際は、乗降時に運転手の許可を得ること。</li> <li>・高見馬場～二中通間は、月曜日から土曜日の中で、隔日(月・水・金もしくは火・木・土)清掃とする。</li> </ul>
毎日消毒	鹿児島駅前停留場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島駅前停留場(停車中の電車内の消毒(押しボタン、吊り手、握り棒等))</li> <li>・消毒液は、アルコール消毒液を使用</li> <li>・消毒作業を行った電車について別紙「市電車号一覧」への記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業の際は、運転士に停車時分を確認し、消毒作業ができるかを判断すること。</li> <li>・場所柄、利用者等に声を掛けられることもあるので、言葉遣いや態度に注意する。利用者等に乗車停留場等尋ねられた際は、丁寧にお客様を案内すること。</li> </ul>

※各停留場間を移動する際は、安全ベストやヘルメットを使用するなど、安全確保を行い、作業中は電車及び自動車等の動向に注意し、電車の進行を妨げないこと。

# 信号所平面図 (鹿児島駅前)

